

職員の懲戒処分について

OIST は、2026 年 3 月 1 日付で、20代職員に対して、3週間の出勤停止の懲戒処分を行いました。当該職員は、2025年12月18日、酒気を帯び、自家用自動車を運転しました。この行為は本学の遵守事項、就業規則第16条1項に違反し、第89条3項8号の懲戒事由に該当することから懲戒処分を行ったものです。

本学として、このことを厳粛に受け止め、今後このようなことがおこらないよう、法令順守の注意喚起を行い、再発防止に努めます。

沖縄科学技術大学院大学 学長兼理事長
カリン・マルキデス